

福井市除雪業務に係る通話録音装置の管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市道路課が設置する除雪基地の電話機において、公正かつ適正な職務の執行を確保するとともに、犯罪の防止、職員への不当要求行為等の排除を図ることを目的として設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機に接続し、電話機の通話中に、自動又は手動で通話内容を録音し、記録する機器をいう。
- (2) データ 通話録音装置により録音記録された音声、通話日時、通話時間、通話当事者の電話番号等の通話記録をいう。
- (3) 記憶媒体 通話録音装置本体内に装着し、一時的にデータを保存する媒体をいう。
- (4) 記録媒体 データを提供する際に使用する媒体をいう。

(管理責任者)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び管理運用に関し、管理及び必要な指導を行うため、管理責任者を置き、道路課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、操作担当者が通話録音装置の設置目的に従い管理運用を図ることができるよう、指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 管理責任者は、通話録音装置、記憶媒体及び記録媒体の管理をしなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の設置にあたっては、データが個人情報を含み得ること、市民の個人情報等をみだりに記録されない自由を有することに配慮し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福井市個人情報保護条例（平成14年福井市条例第25号）を遵守し、通話録音装置の設置及び管理運用に関し適切な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 管理責任者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、市のホームページ等に通話・会話録音装置等の設置及びその利用目的及び運用方法について公表並びに通話開始時に事前告知を行うものとする。

- 4 職員は、業務上知り得た通話記録に係る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事前告知)

第5条 職員は、通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に録音することを事前に告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝等の不当要求行為に該当する場合、刑事事件に発展するおそれがある場合、その他トラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、告知しないことがやむを得ないと認められるとき。

(データの保存期間等)

第6条 データは、通話録音装置本体内に装着した記憶媒体に記録する。

- 2 記憶媒体は、通話録音装置本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条の規定によりデータを利用又は提供する場合並びに記憶媒体の維持管理に必要な場合に限り、通話録音装置本体内の記憶媒体に保存されたデータを解析し、及び別の記録媒体に保存することができる。
- 3 データの保存期間は、記録された日から1年間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他第1条で定める通話録音装置を設置する目的を達成するために特に必要であると管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 データは、記録された時の状態で保存し、改変及び複製してはならない。
- 5 データを保存した記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管するものとする。
- 6 記録媒体に保存されたデータは、保存の必要がなくなった場合は、速やかにデータを復元できないよう消去しなければならない。
- 7 管理責任者は、記録媒体を破棄する場合には、破砕を行う等、通話・会話内容が再現不可能になる方法で破棄するものとする。
- 8 記憶媒体及び記録媒体の取扱いについては、本市の外部記録媒体の取扱いに関する基準に従って、適正に取り扱わなければならない。
- 9 除雪基地の管理者は、全ての職員が当該除雪基地を離れる際に、当該除雪基地のドアを確実に施錠すること。

(データの利用)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合に限り、データを利用することができるものとする。

- (1) 業務に関連する問い合わせ内容の情報収集、分析及び調査研究を行う場合
- (2) トラブル発生時の情報収集、分析及び原因究明を行う場合
- (3) 捜査機関への資料提供を行う場合
- (4) その他市長が特に必要と認めた場合

(データの提供)

第8条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、データを外部に提供してはならない。

- (1) 事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査を目的として、文書により提供を求められたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、法令に基づき文書により提供を求められたとき。

2 前項の規定によりデータを外部に提供するときは、当該データの提供を受けようとする者がデータ提供申請書（様式第1号）にて管理責任者に申請し、承認を得なければならない。また、提供するデータについて、当該利用目的以外に係る個人情報とは、識別不可能な状態に加工を行い、提供する範囲も必要最小限度にとどめること。

3 市長は、データを提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとし、データ提供に関する覚書（様式第2号）を締結しなければならない。

- (1) データは、本市が認める場合を除き、改変又は複製をすることなく提供時の状態にしておき、施錠可能な保管庫に保管すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき、又はその目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を返却すること。

(データの消去)

第9条 通話録音装置を使用しなくなったときは、通話録音装置本体及び本体内に装着した記憶媒体のデータを復元できないよう消去しなければならない。

(事故等の報告)

第10条 管理責任者は、データの漏洩、滅失若しくは毀損又は通話録音装置、記憶媒体若しくは記録媒体の盗難、紛失等があった場合は、速やかに個人情報保護担当課長に報告しなければならない。

(苦情の処理)

第 1 1 条 管理責任者は、通話録音装置等の設置及び取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

年 月 日

管理責任者 様

（申請者）住所：

氏名：

データ提供申請書

福井市除雪業務に係る通話録音装置の管理運用に関する要綱第 8 条第 2 項に基づき申請します。

提供年月日	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
提 供 先	提供先名称 ： 所在地 ： 代表者又は責任者指名 ：
目的及び理由	
提供方法	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
データの内容	
備 考	

上記の内容で承認してよろしいか。

決裁

決裁	道路課			
	課長	副課長	課長補佐	課 員

様式第2号（第8条関係）

データ提供に関する覚書

福井市（以下「甲」という。）から福井市除雪業務に係る通話録音装置の管理運用に関する要綱第8条第2項に基づきデータの提供を受ける者（以下「乙」という。）は、下記の事項を遵守するものとする。

記

1 甲の提供するデータ

福井市除雪_____ブロックの

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分までの間のデータ

2 甲が提供する理由

3 乙が遵守する事項

- (1) データは、甲が認める場合を除き、改変又は複製をすることなく提供時の状態にしておき、施錠可能な保管庫に保管すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき、又はその目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を返却すること。

データ提供の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

年 月 日

甲 住所 福井市大手3丁目10番1号

名称 福井市

代表者 福井市長 西行 茂

印

乙 住所（所在地）

名称

代表者又は責任者指名

印